

宮本中学校『学習用端末持ち帰りルール』

令和3年9月

学習用端末は、児童生徒の学習のために、船橋市教育委員会が貸し出しているものです。ルールを守って、大切に使うてください。

1 使用する場面

- (1) 家に持って帰る途中や学校に持ってくる途中は、学習用端末をカバンから出しません。
- (2) 学習用端末を持ったまま、外出先で遊びません。
- (3) 画面を操作しながら、歩いたり走ったりしません。
- (4) 学習用端末の上に、物を置いたり踏んだり、地面に置いたりしません。
- (5) 水で洗ったり、水につけたりしません。(水筒のお茶などにも注意すること)
- (6) ストーブや日光の下などの熱い所には置きません。湿気の多い所では使いません。

2 使用上の注意

- (1) 使うときは丁寧に扱います。(投げたり、落としたり、ぶつけたりしません)
- (2) 画面は、ペンで押したり、つめでこすったりしません。
- (3) カバンの下に置いたり、カバンの底に入れたりしません。
- (4) 学習用端末のシールは勝手にはがしたり、シールをはったり、落書きをしたりしません。
- (5) 自分の学習用端末を自分以外の人には、絶対に使わせたり、貸したりしません。
- (6) バッテリーの残量が半分を切ったら、充電しておきます。
- (7) タブレットの設定は、勝手に変更しません。(勝手に変更すると使えなくなる場合があります)
- (8) 作成したデータやインターネットから取り込んだデータ(写真や動画)は、授業や学習に関係するものだけを保存します。

3 保管

家での保管は、家の人が目が届くところ(決められた場所)に置いておきます。

4 健康

- (1) 学習用端末を使用するときは、正しい姿勢で、画面に顔を近づけすぎないように気をつけます。
- (2) 30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませます。
- (3) 使用する時間は家の人とよく話し合い、長時間利用したり夜遅くまで利用したりしません。
- (4) 寝る30分前は使いません。

5 安全な利用

- (1) アプリを勝手にダウンロード・インストールしません。
- (2) 万が一、危険なサイトや疑わしいサイトに入ってしまった場合はすぐに画面を閉じ、家の人や学校の先生に連絡します。
- (3) カメラで撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。
- (4) 個人情報や他人を中傷するようなことをインターネットに書き込みません。

6 その他

- (1) 家庭で壊れたり、紛失したりしたときはすぐに学校に連絡します。
- (2) 故意による故障・破損・紛失は、学校で修理できない場合があります。
- (3) ルールが守れないときは学習用端末を利用できなくなることがあります。